

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	79
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	80
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	80
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	80
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	81
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	81
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	81
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	82
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	84
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）.....	85
○特定調達契約に係る入札の公告.....	86
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	87
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	88
○特定調達契約に係る入札の公告.....	89

告 示

北海道告示第581号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道本庁舎外 無線LAN環境整備業務 一式
- 2 落札を決定した日

令和3年7月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
- (2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

4 落札金額

378,070,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年4月2日付け北海道告示第261号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第582号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

道庁テレワーク環境構築業務 一式

2 落札を決定した日

令和3年7月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
- (2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

4 落札金額

1,386,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年4月2日付け北海道告示第262号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（新得第2地区（区画整理、除^{れき}））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和3年8月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第584号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
幌内15	災害復旧〔農地〕	令和2.6.10
幌内16	同	同
幌内18	同	同
幌内19	同	同
高丘3	同	令和2.11.30
高丘4	同	同
高丘6	同	同
高丘13	同	同
高丘16	同	同
吉野1	同	令和2.9.18
吉野2	同	同
吉野4	同	同
宇隆1	同	令和2.6.10
富里24	同	令和2.9.18
高丘21	災害復旧〔農業用施設〕	令和2.11.30
吉野8	同	令和2.9.18

吉野10	同	令和2.3.19
吉野11	同	同
吉野12	同	同
吉野13	同	令和2.9.18
吉野14	同	同
本郷10	同	令和2.1.20
本郷17	同	同
宇隆16	同	令和2.6.10
宇隆17	同	令和2.1.30
宇隆20	同	同
宇隆21	同	同
宇隆23	同	同
宇隆27	同	同
宇隆30	同	同

北海道告示第585号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
令和3年8月11日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 函東工業株式会社
(2) 住所 函館市浅野町3番11号
- 落札金額
109,780,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和3年6月25日付け北海道告示第447号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡羽幌町・初山別村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オグリザワ川（Ⅱ-81-0580）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西田の沢川（Ⅱ-81-0600）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平尾沢左の沢川（Ⅲ-81-024）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東13号の沢川（Ⅲ-81-029）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝、字長流枝幹線（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
笠松の沢川（Ⅱ-81-0610）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示

河東郡音更町十勝川温泉北二丁目、十勝川温泉北三丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
国井の沢川（Ⅱ-81-0620）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町十勝川温泉（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
多田の沢川（Ⅱ-81-0530）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字豊田東八線、字豊田東九線（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
葭原の沢川（Ⅲ-81-027）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年8月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更桜が丘（Ⅰ-8-6-2652）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町桜が丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更元町（Ⅰ-8-7-2653）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更長流枝（Ⅰ-8-18-2664）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町字長流枝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更十勝川温泉1（Ⅰ-8-17-2663）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町十勝川温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
音更大通北1丁目（Ⅱ-8-5-2012）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河東郡音更町大通北1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

<p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更大通1丁目1 (Ⅱ-8-6-2013)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町大通北1丁目、大通1丁目、柏寿台 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更大通1丁目2 (Ⅱ-8-7-2014)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町大通1丁目、柏寿台 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更大通5丁目 (Ⅱ-8-8-2015)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町桜が丘、大通4丁目、大通5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更大通12丁目 (Ⅱ-8-9-2016)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町住吉台、大通12丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更下士幌1 (Ⅱ-8-16-2023)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>	<p>河東郡音更町下士幌北1線東、北2線東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更下士幌2 (Ⅱ-8-17-2024)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町下士幌北1線東、北2線東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更下士幌3 (Ⅱ-8-18-2025)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町下士幌北1線東、北2線東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更下士幌4 (Ⅲ-8-3-704)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町下士幌北1線東、北2線東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更十勝川温泉2 (Ⅱ-8-21-2028)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町十勝川温泉 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>
---	---

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音更十勝川温泉3 (Ⅱ-8-22-2029)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町十勝川温泉 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高山の沢川 (Ⅱ-81-0570)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町字長流枝、字長流枝幹線 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>細岡の沢川 (Ⅱ-81-0410)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町字然別北八線西 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 香田の沢川 (Ⅱ-81-0630)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡音更町十勝川温泉 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦 覧に供する。)</p>
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>	
<p>北海道渡島総合振興局告示第95号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和3年8月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (10t級6×6専用型) 1台</p> <p>2 落札を決定した日 令和3年7月28日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 UDトラックス北海道株式会社</p> <p>(2) 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号</p> <p>4 落札金額 43,850,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>	

- 6 一般競争入札の公告
令和3年6月15日付け北海道渡島総合振興局告示第79号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道留萌振興局告示第1003号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道留萌振興局長 宇野稔弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
道道名寄遠別線 特定交付金(宇遠別トンネル)工事
工事延長 L=1,177.50m 工事幅員 W=8.0m
- 2 落札を決定した日
令和3年7月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 伊藤・堀口・萩原特定建設工事共同企業体
(2) 住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
- 4 落札金額
2,753,200,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年4月16日付け北海道留萌振興局告示第1001号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1-2

道教育庁教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 情報処理教育機器の賃貸借(胆振西部地域) 一式(1月当たりの単価) 33台分
(2) 情報処理教育機器の賃貸借(胆振東部地域) 一式(1月当たりの単価) 55台分
- 2 落札を決定した日
令和3年8月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 富士通リース株式会社
(2) 住所 東京都神田千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
- (1) 80,740円
(2) 96,360円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年6月29日付け北海道教育庁胆振教育局告示第38号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁上川教育局告示第69号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年8月27日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 71台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年8月12日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社サイトー
(2) 住所 旭川市神楽岡14条7丁目1-22
- 4 随意契約に係る契約金額
10,389,643円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第70号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年8月27日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

上川管内道立学校タブレット端末（クロームブックB地区） 一式 63台分

2 随意契約の相手方を決定した日

令和3年8月4日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社サイトー
- (2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

4 随意契約に係る契約金額

2,564,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第71号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月27日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 上川管内道立学校タブレット端末（iPad A地区） 一式 141台分
- (2) 上川管内道立学校タブレット端末（iPad B地区） 一式 15台分
- (3) 上川管内道立学校タブレット端末（iPad C地区） 一式 15台分

2 落札を決定した日

令和3年8月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
 - ア 氏 名 ユー・システム株式会社
 - イ 住 所 旭川市東鷹栖4線10号3番地11
- (2) 1の(2)及び(3)
 - ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス
 - イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号

4 落札金額

- (1) 5,554,054円
- (2) 724,350円
- (3) 1,285,350円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年7月9日付け北海道教育庁上川教育局告示第52号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月27日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和3年9月30日（木）
- (4) 契 約 期 間 令和3年10月1日から令和4年2月28日まで
- (5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年8月27日（金）から同年9月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局教育支援課（地学協働）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局教育支援課（地学協働）

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎2階203会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局教育支援課（地学協働））

- (2) 入札日時 令和3年9月21日（火）午前10時（送付による場合は、同月17日（金）午後4時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年6月4日付け北海道教育庁上川教育局告示第44号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局教育支援課（地学協働）
- (2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-4948

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 21, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., September 17, 2021)
- C Contact : Education Support Division, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-4948

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表4中

道道 稚内幌延線	天塩郡幌延町元町51番地5地先から天塩郡幌延町字幌延294番4地先まで
----------	-------------------------------------

を

道道 稚内幌延線	天塩郡幌延町元町51番地5地先から天塩郡幌延町字幌延225番1地先まで
----------	-------------------------------------

に、

道道 旭名寄線	名寄市東1条南9丁目1番6地先から名寄市東6条南9丁目109番2地先まで
---------	--------------------------------------

を

道道 旭名寄線	名寄市東1条南9丁目1番6地先から名寄市東6条南9丁目109番2地先まで
道道 苫小牧中央インター線	苫小牧市字高丘41番71地先から苫小牧市字高丘41番18地先まで
道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から函館市上湯川町297番1地先まで

に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月31日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第386号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月27日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年8月27日に一般競争入札の公告を行うアグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検
- (2) 資 格 アグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検に関する資格
- (3) 特定役務の種類 アグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 資格審査の申請をする日の直前5営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2による事業許可を受け、同法第9条第1項による航空機修理方法認可証（アグスタ式AW139型に係るもの。）を受けている者であること。
- (3) 製造者のレオナルド社からアグスタ式AW139型のサービス・センターとして認定を受けていること。
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号及び第7号の規定により認定を受けた認定事業場であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年8月27日（金）から同年9月16日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2301

7 その他

2の(1)に定める「1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、履行額が3,000万円以上のヘリコプターの修理、改造又は整備に係る契約をいう。

北海道警察本部告示第387号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月27日

北海道警察本部長 小島裕史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
アグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から120日間
- (4) 履行場所 北海道と受注者が協議した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道警察本部告示第386号に規定するアグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和3年10月14日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月13日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>) においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2301

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Agusta model AW139 (Daisetu-II) 4-years periodic inspection repair services

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 14, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than October 13, 2021)

C Contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural
Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2301
